

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：款：土木費 項：土木管理費 目：土木総務費

事業名（第5次）電子入札システム運用費

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

県土整備部 技術検査課 建設情報係 電話番号：058-272-1111（内4571）

E-mail：c11656@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 **172,604 千円（前年度予算額： 172,604 千円）**

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度 予算額	172,604	0	0	0	0	0	82,229	0	90,375
要求額	172,604	0	0	0	0	0	82,229	0	90,375
決定額	172,604	0	0	0	0	0	82,229	0	90,375

2 要 求 内 容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

- ・建設工事に関して、入札・開札事務及び入札情報の公表を、インターネットを利用して行うことで、入札業務の効率化・適正化、地理的・時間的制約条件の解消、競争の広域的確保、透明性の確保が実現されている。
- ・県及び県内38市町村（令和5年9月現在）は、電子入札システムの共同運用を「電子入札システムサービス提供業務」として委託している。
- ・電子入札システムサービス提供業務委託契約を令和2年7月に締結、令和3年度から7年度までシステム運用を行う。

（2）事業内容

- ・令和3年度から7年度までのシステム運用と機器等更新及び移行作業について「電子入札システムサービス提供業務」として委託し、県内38市町村分を含めた一括契約とする。
- ・電子入札システム運用委託業務については、県が一括契約し、市町村負担分については、県と参加団体で協定書を締結し、歳入する。

①（第5次）電子入札システム運用費（6年債務のR6分）	169,821千円
・システム最適化費用（県・市町村負担分） （構成設計、機器・ソフトウェアの設定、データ移行、テスト等）	21,717千円
・システム運用費用（県・市町村負担分） （機器・ソフトウェア及び保守、運用管理、ヘルプデスク、データセンター利用等）	140,926千円
・アプリケーション改修費用（県部分） （制度変更等に伴うアプリケーション改修）	6,270千円
・電子入札コアシステム保守費用（市町村部分） （コアシステムの機能改善や問い合わせサポートに対する保守料）	908千円

債務内訳

年度	R02	R03	R04	R05	R06	R7	合計
システム最適化	0	21,717	21,717	21,717	21,717	21,717	108,585
システム運用	0	140,926	140,926	140,926	140,926	140,926	704,630
アプリ改修（県）	0	6,270	6,270	6,270	6,270	6,270	31,350
コアシステム保守（市）	0	908	908	908	908	908	4,540
合計	0	169,821	169,821	169,821	169,821	169,821	849,105

※令和2年度はシステム移行のみでサービス提供を受けないため、サービス提供を受ける運用期間（令和3～7年度）において費用を負担する。

県と市町村の実質財政負担

年度	R02	R03	R04	R05	R06	R7	合計
県	0	87,592	87,592	87,592	87,592	87,592	437,960
市町村	0	82,229	82,229	82,229	82,229	82,229	411,145
合計	0	169,821	169,821	169,821	169,821	169,821	849,105

- ② 電子入札コアシステム ※年間保守料等 2,783千円
- ・コアシステムの機能改善や問い合わせ窓口に対する保守料 2,723千円
 - ・コアシステム連絡調整会議及び電子入札システム設定作業の旅費 60千円
- ※全都道府県が電子入札を行うために使用する汎用性の高いアプリケーション。
県は平成14年度に購入し、これをベースに開発・運用している。

（3）県負担・補助率の考え方

- ・県 5 / 10（「電子入札システムサービス提供業務」の市町村共通部分）

（4）類似事業の有無

- ・無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	60	連絡調整及び電子入札システム設定作業旅費
委託料	172,544	システム最適化費用、システム運用費用、アプリケーション改修費用、コアシステム保守費用、ソフトウェアライセンス費用負担額（県部分、市町村部分）
合計	172,604	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）後年度の財政負担

- ・令和7年度まで、債務計画により運用費用が必要。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

入札等の情報の公表をインターネットを利用して行うことにより、①入札業務の効率化・適正化、②地理的・時間的制約条件の解消、③競争の広域的確保、④透明性の確保をはかる

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

平成16年の運用開始以来、入札業務時に使用されているシステムであり、業務に組み込まれて利用されている。

（これまでの取組内容と成果）

令和 2 年度	<p>入札事務を電子化することにより、事務の簡素化と透明性が確保され、落札率の低下が図られている。</p> <p>指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %</p>
令和 3 年度	<p>入札事務を電子化することにより、事務の簡素化と透明性が確保され、落札率の低下が図られている。</p> <p>指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %</p>
令和 4 年度	<p>入札事務を電子化することにより、事務の簡素化と透明性が確保され、落札率の低下が図られている。</p> <p>指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 2	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」で、公共工事の入札、契約及び発注見通しの情報の公表が義務付けられるとともに、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」で一元的に情報を取得できるようにIT化の推進が求められているため、必要不可欠なシステムであり、47都道府県全てで導入している。
・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	建設工事・建設コンサルタント計4,310件の入札業務において電子入札システムが活用された。
・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	以下の入札事務がシステム化され、事務の軽減が図られている。 ・ 県の発注情報をウェブサイトに掲載 ・ 入札の参加申し込みや参加資格のチェック及び指名通知 ・ 応札、開札、入札結果の公表及び落札業者への通知

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 なし

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 事務処理の効率化のために今後も必要な事業である。
--